

## ＜新型コロナウイルス感染症における感染防止対策要領（開催型）＞

- ・受託者は、受講希望者へ健康観察対象者でない旨を確認し、別紙3の「開催型講習を受講する場合の注意事項・案内事項」の周知、案内をすること。
- ・受託者は、本業務の従事前に関該業務に従事する者の検温を行い、発熱等の症状がある者に該業務へ従事させないこと。
- ・受託者は、従業員に陽性者や健康観察対象者が生じた際は、速やかに委託者に報告するとともに、これらの者に該業務に従事させないこと。
- ・受託者は、講習当日において会場前で受講者の検温を非接触型赤外線体温計を用いて実施し、37.5℃以上の発熱症状がある場合又は37.5℃未満であるが該受講者から発熱症状がある旨の申告があった場合には会場への入場を許可しないこと。なお、その際には、入場いただけないことの説明や、体調が回復した後の受講等についての案内を丁寧に行うこと。
- ・受託者は、講習当日において会場前で、受講者に別紙7の「健康チェックシート」への記載と提出を求め、提出された該シートの記載内容を確認し、回答欄に「はい」がある場合は会場への入場を許可しないこと。なお、その際には、入場いただけないことの説明や、体調が回復した後の受講等についての案内を丁寧に行うこと。また、提出されたチェックシートは適正に管理保管すること。
- ・受託者は本業務に従事する際、必ずマスクを着用し、講習中において講師と受講者は一定の距離（おおむね2メートル以上）を保つこと。また、受講者が使用する手指用消毒液（エタノール等）を用意するとともに、受講者の希望に基づきプラスチックグローブを提供すること。
- ・講習に使用する資器材は、受講者1人につき1式とし、共用は避けること。また、資器材は講習開始前と終了後に消毒を徹底するとともに、ディスプレイ製品については、適切に廃棄すること。なお、消毒を実施した際は、別紙8の「消毒実施記録表」に記録し、記録表は適正に管理保管すること。
- ・ソーシャルディスタンスを考慮し、受講者同士の間隔を2メートル以上開けて実施することとし、講習会場のレイアウト等について委託者と事前に協議す

ること。なお、床に目印のテープを張るなど、適切な距離を保つことができるような対策を講じること。

- 人工呼吸の指導にあたっては、受講者の実技は行わず、映像等を活用したレクチャーを実施すること。なお、受託者は、映像等の視聴用の表示装置（ディスプレイ等）や再生装置（プレイヤー等）を確保し、講習会場のレイアウトや受講者の配置に応じて効果的に使用すること。
- 受託者は、講習中においては窓等を定期的または継続的に開放し、適宜換気すること。
- 受託者は、講習当日の受付や修了証等の交付の際、間切りやトレーを使用し、極力受講者との接触の機会を減らすよう工夫すること。
- 受託者は、札幌市保健所や委託者等から、新型コロナウイルスに係る疫学調査に係る協力の求めがあった場合は、速やかに必要な情報等を提供するなどの協力を行うこと。
- 受託者は、本業務に従事する者に対し、日常におけるマスクの着用や手指消毒の徹底などの感染予防に係る指導や教育等に努めること。